

須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル評価基準

本書は、須坂市統合型 GIS 導入業務（以下、本業務という）に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価及び提案者の順位付けを行うために必要な事項及び基準を定めたものである。

1. 評価方法

(1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、提案者という）が提出した企画提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

（ア）「須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル企画提案実施要領」の「参加資格条件」を満たしていること。

（イ）「須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル企画提案実施要領」の「提案上限金額」に定める金額を満たしていること。

（ウ）「須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル要求仕様書」に定める仕様を満たしていること。

(2) 一次審査

提案者が提出した企画提案書、提案価格、機能要件一覧を以下の基準により採点する。

審査項目	審査内容	配点
企画提案書	・ 本業務を確実に遂行するための提案となっているか ・ GIS を統合する利点が明確な提案となっているか 等	350 点
提案価格	・ 基準値に対する評価	100 点
機能要件一覧	・ 「必須」の機能要件に対する対応状況 ・ 「要望」の機能要件に対する対応状況	200 点

一次審査の結果により提案者の順位付けを行い、上位 3 社程度を最終審査(二次審査)の対象とする。

(3) 二次審査

一次審査を通過した提案者によりプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者及び時点交渉権者を選定する。プレゼンテーション審査の詳細は一次審査を通過した提案者に別途通知するが、プレゼンテーションの内容は以下を予定している。

- ・ 提案の概要説明
- ・ GIS を統合する利点の提案
- ・ システムの基本的な機能のデモンストレーション
 - レイヤーの表示、地図の移動、拡大縮小
 - レイヤーの追加、削除、作図
 - ユーザー、レイヤー等の管理機能
- ・ 固定資産管理 GIS 機能のデモンストレーション
- ・ 構築、運用・保守体制についての説明

- その他、特にアピールしたい独自提案等

二次審査は以下の基準により採点する。

審査項目	審査内容	配点
プレゼンテーション審査	・職員が使いやすいシステムであるか ・信頼できる提案内容であるか ・当市の GIS を発展させていけるシステム、サポート体制であるか 等	350 点

2. 評価に関する特記事項

- (1) 提案者が 3 社に満たない場合も、一次審査の合計点が 325 点以上の提案者のみが二次審査へ進むものとする。
- (2) 一次・二次審査の合計点が 600 点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (3) 一次・二次審査の合計点が同点の場合、下記の順番で優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。
 - ① 二次審査の得点が高い順
 - ② 提案書の得点が高い順
 - ③ 提案価格による得点が高い順
 上記のすべてが同点の場合はくじ引きとする。